

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）第2章の規定による漁業の許可のうち、規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、当該漁業のうち、小型定置網又はふくろ網により行う場合は、この方針を適用しない。

（許可の制限措置及び条件）

- 第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、許可の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）について別表に定める。
- 2 制限措置等のうち、漁業時期については、宮崎県内水面漁業協同組合連合会及び一般社団法人宮崎県シラスウナギ協議会の意見を踏まえて毎年公示で定めることとし、資源保護の観点から、漁業時期の途中で休漁期間を設けた上で、実操業日数が90日を超えないことを原則とする。
- 3 知事は、前項の規定にかかわらず、漁業時期を延長する必要があると判断するときは、宮崎県内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、漁業時期を延長したときは、関係団体等に通知又は説明することで周知するとともに、当該許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して規則第29条第1項の規定により許可証の書換え交付を行う。

（新規の許可）

- 第2 知事は、新規許可をしようとするときは、別表の漁業種類別、制限措置の内容別に許可をすべき漁業者の数を定め、規則第11条第1項の規定により公示する。

（継続の許可又は起業の認可等）

- 第3 うなぎ稚魚漁業は、規則第4条第2項で定める船舶等ごとに許可を受ける漁業でないことから、規則第14条第1項各号の許可又は起業の認可の対象としない。

（採捕量の上限）

- 第4 知事は、内水面漁業の振興に関する法律の規定により国が本県養殖業者に許可した池入れ数量に達するか若しくは達するおそれがあると認めるとき又は本県養殖業者の当該漁期におけるシラスウナギの池入れ予定数量に達するおそれがあると認めるときは、採捕の停止を指示する。
- 2 前項の規定により知事が採捕の停止を指示した場合は、許可者はその

指示に従わなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による停止を終了する場合は、許可者に対して通知する。

(許可の有効期間)

- 第5 許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により、別表に定める漁業時期の始期から終期までを通じた期間と同一とする。

(申請事務等の手続き)

- 第6 申請書の様式、添付書類等については、うなぎ稚魚漁業許可の事務取扱要領に定める。
- 2 規則第11条第2項の規定に基づき、許可の申請期間は原則1月とするが、うなぎ養殖における需給調整の観点から1月とすると漁業時期を失うおそれがある場合は、申請期間を短縮し、県のホームページで周知を図るものとする。

(共同漁業権等との調整)

- 第7 知事は、共同漁業権の行使に支障が生じることのないよう、共同漁業権漁場の全部又は一部が含まれる操業区域での許可を行うにあたり、当該漁業権漁場を管理する漁業協同組合（以下「管理漁協」という。）に対し、当該操業区域の申請者との漁場利用調整（船舶若しくは道網の使用又は採捕の場所に関すること。以下同様。）を求めることができる。
- 2 操業区域における管理漁協が2以上である場合は、合同で漁場利用調整を行うものとする。
- 3 知事は、共同漁業権漁場が含まれない操業区域での許可を行うにあたり、当該操業区域の所在する市町の長（以下「市町長」という。）に対し、当該操業区域の申請者との漁場利用調整を求めることができる。
- 4 管理漁協又は市町長は、漁場利用調整を行った場合は、知事に対して、速やかにその結果を報告するものとする。
- 5 知事は、前項の報告の内容を勘案して、許可の内容を定めることとする。

(許可についての適格性の基準)

- 第8 規則第10条第1項第1号の適格性を有する者は、第2による公示を行った日から起算して3年以内に、漁業に関する法令、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）に違反したとして、許可の取消し又は罰金以上の刑に処せられていない者とする。

(許可の基準)

第9 規則第11条第7項の許可の基準は、漁場利用調整の結果を報告した管理漁協又は市町長（以下「漁協等」という。）の推薦を受けた者の申請を優先する。

2 前項の規定による申請又は漁協等の推薦がない者の申請が複数のときは、それぞれ次の（1）から（3）の順序で優先し、さらに各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可をする者を定める。

（1）前年度の許可受有者であって、規則第21条の規定にもとづく報告において採捕実績のある者又は特別な事情（病気、怪我、三親等以内の親族の死去等）により採捕実績のない者

（2）前年度に許可を受けていない者

（3）その他の者

(変更許可の基準)

第10 規則第16条による変更の許可は、認めない。

(資源管理の状況等の報告)

第11 規則第21条の資源管理の状況等の報告に関する様式は、別途、うなぎ稚魚漁業許可の事務取扱要領に定める。

附 則

1 この方針は令和3年10月8日から施行する。

2 この方針の第9の規定による許可の基準について、令和3年度の許可にあたっては、同第2項各号に掲げる優先順位は、令和2年度うなぎ稚魚特別採捕許可方針の規定に基づき県へ提出のあった採捕実績及び特別な事情の届出に基づき判断することとする。

附 則

この方針は令和4年11月2日から施行する。

附 則

この方針は令和5年10月19日から施行する。

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

制限措置							条件
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数	
うなぎ稚魚漁業（たも網）	定めなし	定めなし	第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港及び北川水系。 ただし、内共第2、3、4号の区域は除く。	別途公示	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第2条第1項第9号に掲げる登録組合と集出荷契約を結ぶ者	別途公示	1) 間口最長差し渡しが30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 延岡港における内水面区域内においては、2トン以上の船舶を使用して採捕してはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
			第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港及び祝子川水系。 ただし、内共第1、4号の区域は除く。			別途公示	
			第1方財導流堤基部から東海燈台を見通す線より上流の延岡港の区域及び五ヶ瀬川水系。 ただし、内共第1、2号の区域は除く。			別途公示	
			延岡港及び共第4号の区域。 ただし、内共第1、2、3、4号の区域及び大瀬川河海境界線の2等分点を中心として半径1kmの円周により囲まれた海域を除く。			別途公示	
			共第6号の区域			別途公示	

	五十鈴川水系の本支流	別途公示	網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。
	鳴子川	別途公示	6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	塩見川、亀崎川、吉野川、赤岩川及び細島商工業港	別途公示	1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6) 細島商工業港においては、船舶を使用して採捕してはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	耳川水系	別途公示	1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。
	耳川水系及び石並川水系	別途公示	3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 4) 許可証に記載されていない漁具を使

	都農川、心見川及び名貫川	別途公示	用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならぬ。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。
	平田川。 ただし、井出の上橋から下流の区域。	別途公示	6)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。
	小丸川水系の本支流	別途公示	7)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流	別途公示	1)間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲げなければならない。 4)許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 5)道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならぬ。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 6)一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 7)知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 8)許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 9)共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
	北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西100mに立てられた標柱及び基点1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第2（内港地区東部埠頭の(-)	別途公示	1)間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2)船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。 3)使用する船舶には、知事が交付する

5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点)を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から10m以内の水面を除く。
清武川水系の本支流
清武川水系、加江田川水系及び知福川水系の本支流
広渡川水系の本支流
南郷川、渦上川、細田川及び新開川
福島川水系及び本城川水系の本支流

	<p>標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。</p> <p>5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。</p> <p>6) ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。</p> <p>7) 後田川河口右岸東端から基点2（内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点)を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採捕を行ってはならない。</p> <p>8) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。</p> <p>9) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。</p> <p>10) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p>
別途公示	<p>1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。</p> <p>2) 船舶使用の許可を受けていない者は船舶を使用して採捕してはならない。また、1つの船舶につき3人以上で乗船して採捕してはならない。</p>
別途公示	<p>3) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>4) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。</p>
別途公示	<p>5) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。</p> <p>6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。</p>
別途公示	<p>7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。</p> <p>8) 共同漁業権の設定してある区域で</p>

						は、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
うなぎ稚魚漁業（たも網） ※船舶使用なし	定めなし	定めなし	一ツ瀬川水系及び石崎川水系の本支流	別途公示	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第2条第1項第9号に掲げる登録組合と集出荷契約を結ぶ者	別途公示 1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶を使用して採捕してはならない。 3) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) 一ツ瀬川においては、ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。 7) 許可を受けた者以外の者に採捕を行わせてはならない。 8) 共同漁業権が設定してある区域では、当該区域を管理する漁業権者の同意がなければ操業してはならない。
			北導流堤西端、河川導流堤東端の標柱、河川導流堤東端から西100mに立てられた標柱及び基点1（八重川右岸の護岸角）を順次に結んだ線より上流の大淀川水系の本支流。 ただし、後田川河口右岸東端から基点第2（内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線より以北の水面を除く。また、宮崎港の水門航路内及び同航路から10m以内の水面を除く。			別途公示 1) 間口最長差し渡し30cmを超えるたも網で採捕してはならない。 2) 船舶を使用して採捕してはならない。 3) 許可証に記載されていない漁具を使用してはならない。 4) 道網を使用して採捕する場合は、道網の枚数は1枚までで、かつ、一辺の長さが8.5m以内のものでなければならない。また、事前に提出した展開図と異なるものを使用してはならない。 5) ふくろ網によりうなぎ稚魚を採捕する者の操業に支障を及ぼす行為を行ってはならない。 6) 後田川河口右岸東端から基点2（内港地区東部埠頭の(-)5.5m岸壁と防波堤2の法線が交わる点）を結ぶ線と宮崎港の水門北岸で囲まれた水面においては、岸壁、物揚場、護岸及び防波堤以外からの採捕及び船舶を使用した採捕を行ってはならない。 7) 知事が採捕の停止を指示したときは、当該指示に従わなければならない。

